



区・学校・保護者・区民等・関係機関それぞれの責務を定め、いじめの防止等に向けて一体となって取り組みます。

目黒区

**区の責務
(第5条)**

いじめの防止等のための対策について、学校、保護者、区民等及び関係機関と連携し、区の状態に応じた施策を策定し、総合的かつ効果的に推進します。

**学校の責務
(第6条)**

学校

区、児童・生徒の保護者、区民等及び関係機関と連携し、学校全体でいじめの防止等に取り組みます。児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

保護者

**保護者の責務
(第7条)**

保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、指導を行うよう努めます。保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に児童・生徒をいじめから保護します。区及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めます。

区民等

**区民等の責務
(第8条)**

それぞれの地域において児童・生徒を見守り、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めます。児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、区、学校又は関係機関に情報を提供するよう努めます。

関係機関

**関係機関の責務
(第9条)**

区及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めます。

区立学校以外の学校等への協力要請／第15条

区立学校以外の学校（私立学校等）に対しても、必要に応じて、いじめの防止等への協力を求めます。また、学校以外の施設に対しても、必要に応じて、いじめの防止等への協力を求めます。